

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	●知事 ○市区町村長等
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.okayama.jp/page/400389.html

執行機関名 岡山県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県内に高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を設置する学校法人に対する経済的理由により修学が困難な生徒に係る修学奨励のための補助金(以下「私立高等学校納付金減免補助金」という。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第3の項 県内に高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を設置する学校法人に対する経済的理由により修学が困難な生徒に係る修学奨励のための補助金(以下「私立高等学校納付金減免補助金」という。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	私立高等学校納付金減免補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	知事は、経済的理由により修学に困難を来す生徒に対する修学奨励のため、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)を設置する学校法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		私立高等学校納付金減免補助金交付要綱